京カレッジ市民教養講座開設補助費　公募要領

教養力養成コース・京都力養成コース共通

１．市民教養講座開設補助金の目的

「市民教養講座開設補助金」（以下「講座開設補助金」という。）は、京都市と大学コンソーシアム京都が主催する「京カレッジ」で提供する市民教養講座の特色化を図るために2016年度から新たに開設されました。

講座開設補助金は、大学コンソーシアム京都加盟校が有する研究成果の還元の促進や、地方公共団体や企業等と連携し、市民にとって魅力ある講座を開設することを支援することで、市民の生涯学習意欲や教養力を高めることを目的とします。

２．補助の概要について

（１）補助の対象

　　講座開設補助金は京カレッジ「市民教養講座」の「教養力養成コース」及び「京都力養成コース」に提供される講座を対象に支給します。講座は原則5月から翌年1月までの間で設定してください。

　　なお、講座開設補助金は受講生の経費負担を軽減する目的を持っているため、受講料の設定については無料あるいは実費負担程度となるように計画してください。

＜「教養力養成コース」の補助対象＞

　①京カレッジ用に提供される講座であること。

　②専任の教員がコーディネーターを務めること。

　③大学の強みを生かした講座、地域力・文化力向上（地域人材の育成）につながる講座であること。

　④フィールドでの学習（現地見学）を一部取り入れた講座であること。

　⑤実務者など外部講師を活用した講座であることが望ましい。

＜「京都力養成コース」の補助対象＞

　①京カレッジ用に提供される講座であること。

　②専任の教員がコーディネーターを務めること。

　③蓄積された研究から京都をより深く学べる講座であること。

　④フィールドでの学習（現地見学）を一部取り入れた講座であること。

　⑤実務者など外部講師を活用した講座であることが望ましい。

（２）補助する金額

＜「教養力養成コース」の補助対象＞

　講座運営補助　　　 100,000円（キャンパスプラザ京都の開講が対象）

　講師料補助（1コマ）22,274円

＜「京都力養成コース」の補助対象＞

講座運営補助　　　 100,000円（キャンパスプラザ京都またはそれ以外でも対象）

　講師料補助（1コマ）22,274円

（３）補助金の用途

|  |  |
| --- | --- |
| 講座運営補助 | 印刷製本費、図書購読費、資料作成費、実習先の入館料、打ち合わせにかかる会合費（アルコール類は除く）、講師料の補てん、その他講座運営に必要と判断される経費 |
| 講師料補助 | 講師謝礼（講師料について各大学に支払い基準がある場合は各大学にて支払額を判断してください。なお、不足分については講座運営補助から補てんする等で対応してください） |

（４）補助の件数

　「教養力養成コース」、「京都力養成コース」　各10件程度

（５）補助の条件

講座の内容は、学問を深めるための導入講座を「入門講座」とし、フィールド調査や企画立案実習を通してより深く学べる専門講座を「演習・実習講座」として区分し、「入門講座」は上限8コマまで、「演習・実習講座」は上限15コマまで講師料補助を支給します。

「入門講座」は4コマ～8コマ、「演習・実習講座」は10コマ～15コマで構成し、学習の到達目標を達成できるよう計画を立ててください。学習環境を保つため、「入門講座」の定員は30名程度、「演習・実習講座」の定員は20名程度で設定してください。

①「入門講座」･･･学問を深めるための導入講座。京都に関する知識を高める講座や

ボランティア養成など地域の活動に加わるきっかけとなる講座。

②「演習・実習講座」･･･フィールドワーク等を通して京都や地域の活性化に貢献する講座。

（６）補助金の支給

　　講座運営補助は「講座開設補助金申請書」（様式２）の提出を受けて、講座提供大学が指定する銀行口座に振り込みます。

　　講師料補助は、一連の講座が終了した際に作成する「プログラム実施報告書」（様式３）の提出を受けて、講座提供大学が指定する銀行口座に振り込みます。

　　なお、講師料補助は、「市民教養講座開設補助金申請書」（様式１）で申請したコマ数を上限に支給し、休講等が生じた場合のコマ数分はこれを支給しません。

（７）経費の免除

　　キャンパスプラザ京都で開講する講座の場合は、以下の経費を免除します。

○キャンパスプラザ京都における教室使用料

○機器、備品使用料（全額）

３．応募について

（１）申請対象機関

　講座開設補助金は、申請代表が次の団体に限り応募できます。

　　① 大学コンソーシアム京都に加盟する大学・短期大学

　　② 大学コンソーシアム京都

　＜注意事項＞

　　・①で応募の場合、採択は１大学あたり両コースあわせて3件までとします。

・同一内容での実施は原則2年間まで可としますが、新たな視点を加えてください。

　　　また、前年度に選考委員・財団から指摘等があった場合は、その工夫・改善点を記載してください。

（２）申請者

　　申請は教員個人ではなく、大学の窓口（京カレッジ担当部署または生涯学習担当部署）を通じて応募してください。申請代表者は講座運営の責任者（専任教員）とし、事務連絡は大学の窓口・担当者を明記してください。

（３）応募方法

　　指定された期間内に別紙「市民教養講座開設補助金申請書」（様式１）を郵送または持参にて1部提出してください。

（４）提出先

　　〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る キャンパスプラザ京都内

公益財団法人 大学コンソーシアム京都　京カレッジ担当　宛

※封筒に「講座開設補助金申請書在中」と朱書きで記載してください。

（５）その他

　　本公募に関する全体説明会は行いません。公募に関する質問等については、担当までお問い合わせください。

４．選考について

（１）選考方法

　　大学コンソーシアム京都の専門委員会が招集する委員で選考します。

（２）選考基準

次の審査基準をもとに採用を決定します。

　①　設定した目標を達成できる講座内容となっているか。

②　講座終了時に受講生が地域貢献へのモチベーションを持ちうる内容であるか。

③　計画が具体的か。

④　受講生が集まるような魅力的なテーマであるか。

⑤　「入門講座」の場合、本プログラムの終了後、京都や地域の活性化のきっかけ作りに効果が見込まれるか。

⑥ 「演習・実習講座」の場合、地域の教育力を活用するプログラムであり、本プログラム終了後、京都や地域の活性化に貢献する人財育成が見込まれるか。

⑦ 個性豊かな特色のあるプログラムとなっているか。

（３）採択件数

　　上記（２）の条件に合う講座について、「教養力養成コース」及び「京都力養成コース」で各10件程度採択します。

（４）採択通知

　　申請書に掲載の事務連絡先に文章で通知します。選考に関する内容についてはお答えできません。

５．講座の計画について

　採択された講座については申請大学が責任を持って講座の計画や補助金の管理を行い、適正に講座を運営することとし、必要に応じて京カレッジの担当者と連携を取ってください。講座開講の準備については、別に定める「ガイドライン」に従ってください。